

○福津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和6年10月1日

告示第266号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者、障がい児又はこれらに準ずる者（以下「障がい者等」という。）の障がいの重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の複数の事業者で機能を分担して面的な支援を行うことを目的として、福津市地域生活支援拠点等整備事業（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 地域生活支援拠点等の整備に係る事業（以下「拠点等整備事業」という。）の実施主体は、福津市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると市長が認める法人その他の団体に全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、次条に規定する地域生活支援拠点等の機能を担う事業（以下「拠点等事業」という。）の全部又は一部を次に掲げる事業者に行わせることができる。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設

(2) 障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(3) 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(4) 児童福祉法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者

(5) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設

(6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(事業内容)

第4条 拠点等事業は、次に掲げる機能を担う事業とする。

(1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能をいう。

(2) 緊急時の受入れ及び対応機能 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。

(3) 体験の機会及び場の提供機能 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、

共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。

(4) 専門的人材の確保及び養成機能 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

(5) 地域の体制づくり機能 コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する障がい者等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(事業者の登録等)

第6条 拠点等事業を行おうとする事業者は、福津市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に運営規程の写しを添えて市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の運営規程は、拠点等事業を行う事業者である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては拠点等事業を実施する事業者として登録を行い、福津市地域生活支援拠点等事業所登録認定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者(以下「登録事業者」という。)について、福津市地域生活支援拠点等事業所登録名簿(様式第3号)に記載し、管理するものとする。

5 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに福津市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

6 登録事業者は、拠点等事業を廃止し、又は休止するときは、その1月前までに、拠点等事業を再開したときはその後14日以内に、福津市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、事業の実施状況に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく拠点等事業を行わなかったとき。

(2) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。

(3) 前2号の定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(遵守事項)

第9条 事業の実施にあたっては、障がい者等及びその家族の権利の擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。拠点等事業を終了した後も、同様とする。

(協議)

第10条 拠点等整備事業については、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会において協議するものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

福津市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者名
連絡先

福津市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、福津市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

(フリガナ) 事業所の名称			
事業所番号			
事業所の所在地	(〒 -)		
事業所の連絡先	電話		F A X
	E-Mail		
地域生活支援拠点等として担う機能	該当する機能に○をつけてください。 (1) 相談 (2) 緊急時の受入れ・対応 (3) 体験の機会・場 (4) 専門的人材の確保・養成 (5) 地域の体制づくり		
開始予定年月日	年 月 日		

※添付書類：運営規程の写し(当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能であることを規定していること)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長

福津市地域生活支援拠点等事業所登録認定通知書

年 月 日付で申請のあった地域生活支援拠点等事業所の登録について、次のとおり登録を認定しましたので、福津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

(フリガナ) 事業所の名称			
事業所番号			
事業所の所在地	(〒 -)		
事業所の連絡先	電 話		F A X
	E-Mail		
地域生活支援拠点等として担う機能	(1) 相談 (2) 緊急時の受入れ・対応 (3) 体験の機会・場 (4) 専門的人材の確保・養成 (5) 地域の体制づくり		
開始予定年月日	年 月 日		

様式第3号(第6条関係)

福津市地域生活支援拠点等事業所登録名簿

通番	名称	事業所番号	所在地	電話番号	FAX	E-Mail	地域生活支援拠点等として担う機能					開始年月日	備考
							1	2	3	4	5		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

福津市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名
連絡先

福津市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

福津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第6条第5項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更しましたので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	名 称			
	所 在 地			
	電 話		F A X	
	E - M a i l			
変更事項(該当の番号に○)		変更内容		
1	事業所の名称	(変更前)		
2	事業所の所在地			
3	事業所の連絡先			
4	地域生活支援拠点等を担う機能	(変更後)		
5	その他()			
変更年月日		年 月 日		

※変更内容によっては、変更した運営規程の写しを提出すること。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

福津市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名
連絡先

福津市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

福津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第6条第6項の規定に基づき、次のとおり
廃止・休止・再開を届け出ます。

廃止・休止・再開 する事業所	名 称			
	所 在 地			
	電 話		F A X	
	E - M a i l			
廃止・休止・再開する機能	該当する機能に○をつけてください。 (1) 相談 (2) 緊急時の受入れ・対応 (3) 体験の機会・場 (4) 専門的人材の確保・養成 (5) 地域の体制づくり			
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日			
廃止・休止・再開の理由				
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)